

# 令和7年度 裾野市特定健診未受診者対策事業業務委託 仕様書

1 業務名 令和7年度 裾野市特定健診未受診者対策事業業務委託

## 2 目的

本業務は、裾野市における予防健康づくりおよび医療費の適正化を目的とし、特定健康診査の結果等を活用した現状分析および、効率的かつ効果的な特定健康診査未受診者対策事業を行うことにより、受診率を向上させ、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

3 業務の期間 契約締結日から令和8年3月31日

受診勧奨通知等の発送は、令和7年度の特定健康診査受診につなげられる時までに完了するものとする。

4 業務履行場所 静岡県裾野市内

5 対象者数 受診対象者数：約7,500人

受診対象者のうち、勧奨効果が高いと思われる者を、市と受託者協議の上、通知対象者として、決定する。

## 6 業務の内容

裾野市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務は次のとおりとする。

### (1) 甲が行う業務

関係データ等の提供

(ア) 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等を乙に提供する。

(イ) データの提供に当たっては、原則として、甲から乙へ LGWAN を通じて提供するものとする。

### (2) 乙が行う業務

(ア) 受診勧奨対象者のデータ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

a データ分析を可能にするためのデータ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

b 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

c 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

bにより特定した「受診勧奨すべき対象者」を、健康意識等のデータを対象者の特徴別にグループに分類する。

d 受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別

特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。

e 統計情報の利用

甲から提供されたデータ等について、個人が識別できないよう加工した統計情報を乙の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）する。

f 個人情報の廃棄等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報（乙が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後6ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、乙は、甲からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、甲が廃棄を指示した場合、乙は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。

(イ) 通知による受診勧奨業務

乙は(1)に定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を実施する。

a 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、甲が合意した者

b 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を活用する。

c 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を印刷する。

d 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。

乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

e 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施する。

(ウ) 報告及びその他業務

乙は委託期間中、以下の報告等を行う。

a 年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を含む）について効果検証を実施

し、その結果を甲に対し報告を行う。

報告に当たって必要なデータは、甲から乙へ直接提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

b その他必要とされる業務

甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙の協議にて単価等を設定し実施する。

(3) 甲・乙が行う業務

(ア) 委託業務の開始に当たり、甲・乙は委託業務の詳細を決定する打合せを実施する。

(イ) 打合せ場所や日時、方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。

7 その他の特記事項

(1) 乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。

(2) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として乙に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。

(3) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の期間中、甲乙協議のうえ、乙の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、甲は、成果物が著作物に該当するとしないうちにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に乙の承諾を得るものとする。ただし、他自治体および市内からの資料提供等に応じる場合を除く。

(4) その他、業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。